

新型コロナウイルス感染症の感染者（生徒・教職員等）が確認された場合の 対応方針について

静岡大学教育学部附属静岡中学校

令和3年8月27日に、文部科学省の新たな方針として、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン」が示されたため、静岡市教育委員会の方針を参考に対応を検討しました。

感染力が強いとされる変異株の対応を含め、今回のガイドラインに基づき具体的な内容を改め、令和3年9月13日以降、この方針を運用します。

1 情報収集

今後新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合に備えて、大学や学校医と情報共有等により連携して対応する。

2 臨時休業の目的

臨時休業の目的は、（1）公衆衛生上の対策（2）学校の混乱の収束（3）人権保護の3点である。

（1）公衆衛生上の対策

- ・感染者等を医療機関、検査機関、健康観察につなげるとともに、他の生徒を一定期間、自宅生活にとどめて、学校で感染が拡大しないようにする。臨時休業が長期化する場合は、可能な範囲で登校日を実施して、生徒一人ひとりの心身の状況を把握する。
- ・感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の特定のための調査を行う。
- ・感染者の行動履歴を確認した上で、感染者が触れた箇所を中心に消毒作業を行う。
- ・学校は、大学や保健所、学校医と連携して、学校内外のいずれで感染したかを判断し臨時休業の範囲や期間等を検討する。

（2）学校の混乱の収束

- ・感染者の行動履歴や濃厚接触者等の調査や消毒作業が終了するまでの間、他の生徒が安心して生活できるよう自宅にとどめておく。

（3）人権保護

- ・大学や学校は、生徒や保護者などに対して、感染者に対する差別、偏見、誹謗中傷が生じないように、人権保護の視点に立って、思いやりのある言動をとっていただくよう理解と協力を求める。
- ・大学や学校は、感染者及びその家族、また、当該校に通う生徒に対する差別、偏見、誹謗中傷が生じないように個人情報の秘匿を厳守する。
- ・大学や学校は、必要に応じてスクールカウンセラーを中心に心のケアにあたる。

3 学校で感染が確認された場合の対応

- (1) 校内での感染者が1人で、かつ校内での濃厚接触者がいない場合
 - ・感染者は治癒するまでの期間、出席停止とする。
 - ・学校は、保健所が行う感染者の行動履歴の把握のための調査に協力する。また感染者の行動履歴に基づき校内の消毒作業を行う。
 - ・学校の教育活動を継続する。
 - ・学校再開後の感染対策及び人権保護の対策や支援を決定する。
- (2) 校内での感染者が複数または、複数となる可能性が考えられる場合
 - ・感染者は治癒するまでの期間、濃厚接触者は感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間、出席停止とする。
 - ・学校内の活動を起因とするものか否か、また、感染者と他の生徒との接触の状況等に応じて、臨時休業等の必要の有無を個別に判断する。
 - ・学校内での感染が疑われる場合には、原則として、当該校において必要最低限の範囲で臨時休業とし、生徒への感染状況の有無等を確認する。

4 臨時休業の実施等について

(1) 臨時休業の判断

生徒の感染が確認された場合は、校長が感染者及び濃厚接触者を出席停止とする。また、学校が保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて、臨時休業の要否を判断する。学校の臨時休業の範囲及び期間については、上記2「目的」に基づいて決定するが、静岡市を中心に近隣の市における①感染の状況（感染者数）、②医療提供体制（重症者・軽症者のための病床数等の確保）、③監視体制（PCR等の検査体制）を考慮して、把握した全体像の状況によって、学校内で、感染が拡大している可能性がある場合には、保健所等と相談し、学級や学年単位など必要最低限とする。臨時休業の期間中においても、生徒の心身のケアや学習保障に努める。

(2) 臨時休業の期間

- ・濃厚接触者の特定及びその検査結果が判明し、全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間、臨時休業を行う。
- ・臨時休業期間については、必要最低限（概ね数日～1週間程度）とする。
- ・クラスター発生の場合についても、保健所や学校医等と相談し、感染状況等を見極め、必要最低限の臨時休業の範囲や期間を判断する。
- ・感染状況により、臨時休業の終了または延長、短縮などに対応する。

(3) 臨時休業の範囲

ア 学級閉鎖

次のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の生徒の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有するものが複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、学校で必要と判断した場合
 - ・濃厚接触者の定義にあてはまらない場合でも、感染者が多くの生徒と接触する時間が長かった場合など。

※学級閉鎖の期間としては、5日～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、生徒等への影響等を踏まえて判断する。

※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。

イ 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

ウ 学校全体の臨時休業

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

5 個人情報等の保護

感染者及びその家族、当該校に通う生徒が安心して生活できるようにするため、生徒が感染者となった場合、保健所の公表においては、中学生という区分などを含めて、感染者及びその保護者の意向に配慮していただく。また、学校名などを公表しないよう報道関係者にも要請する。

6 臨時休業中の生徒への支援

(1) 生徒の心のケア

- ・電話連絡やICT機器の活用等により、心身の健康状況を把握する。
- ・悩みや不安を抱える生徒に対して、必要に応じてスクールカウンセラーが相談に応じる。

(2) 生徒の学習支援

- ・各クラス分の ZOOM のライセンスを取得済みである。各家庭の ICT 機器や学校の iPad を活用して、ZOOM でのオンライン授業を1日3時間程度予定している。また生徒一人一人の生徒用メールアドレスを取得し、google Workspace for Education を使って、教科担任と課題のやりとりを行う。生徒用メールアドレスについては、準備できしだい配布する。
- ・家庭の事情等で、ICT機器が用意できないが、家庭に Wi-Fi の準備ができている生徒に対しては、事前調査をもとにして、可能な限り学校の iPad を貸し出す。

- ・家庭にインターネット環境がなかったり、他理由で困難だったりする生徒は、臨時休業中でも学校へ登校し、授業を受けることができる。

7 教職員等が感染した場合

(1) 基本的な対応

- ・原則、生徒の対応と同様とする。

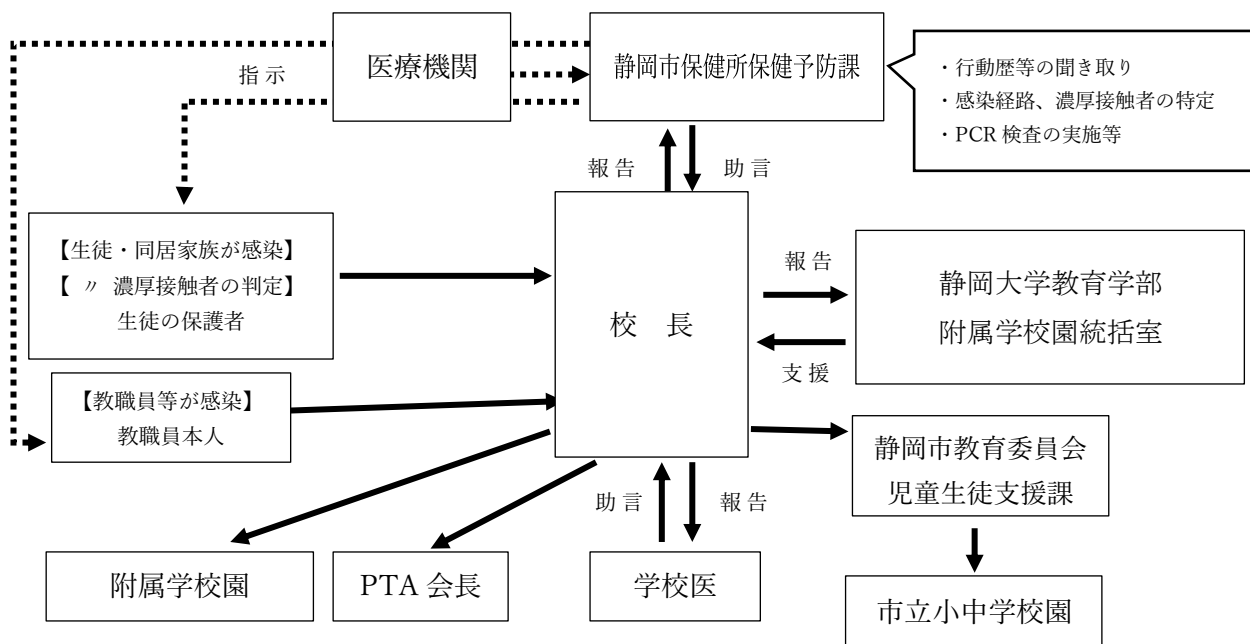
(2) 報告体制

- ・教職員本人が校長へ、校長は大学へ報告する。

(3) 教職員等に感染者が出た場合の公表

- ・生徒の人権保護の観点から、学校名などを公表しないよう報道関係者に要請する。

8 報告・連絡体制



* 静岡市教育委員会への連絡は、生徒が感染者となった場合

参考資料

【事業所に対しての濃厚接触者等の候補となる範囲を示す場合の例】

感染者が発症した2日前(無症状の場合は、陽性確定に係わる検体採取日の2日前)から入院、宿泊療養を開始するまでの期間において以下の①または②いずれかに該当する者

① 濃厚接触者候補

- ・感染者と同居(同室含む)または長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・飛沫に直接接触した可能性の高い者

(1 m以内、マスクなしで会話が交わされたら、時間にかかわらず)

- ・手で触れることのできる距離(1 m)で必要な感染予防策なしで、15分以上の接触があった者(会話していた者)

② 濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は接触頻度が高い者
- ・大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等
- ・感染者と食事の場や洗面浴室などの場を共有する生活を送っている者等
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

<文部科学省 R3.8.27「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン(第1版)」より抜粋>